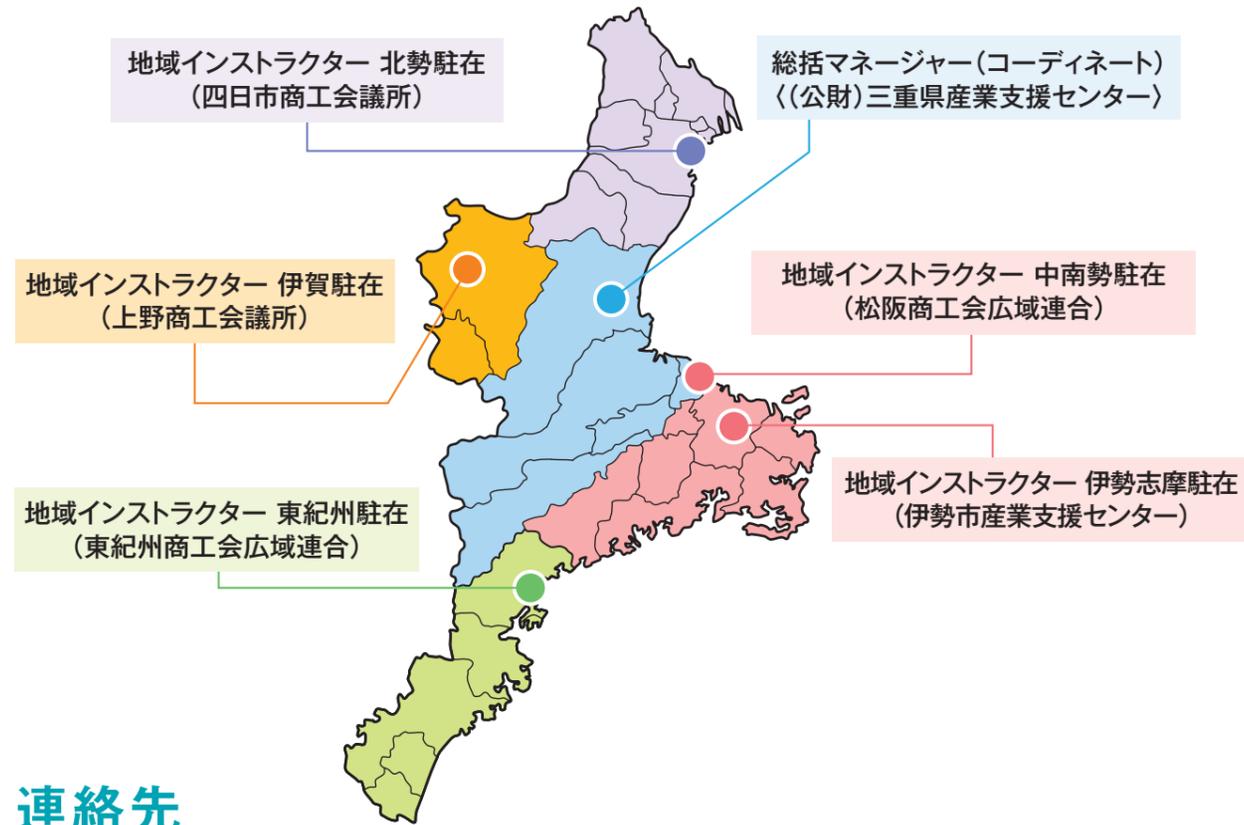


# 地域インストラクター紹介

県内5地域に各1名の地域インストラクターを配置しています。さまざまな経営課題について、お気軽にご相談ください。地域インストラクターは、各地を巡回していますので、メールをお送りください。折り返しご連絡いたします。



## 連絡先

北勢駐在: みやお てつや 宮尾 哲也 (te-miyao@miesc.or.jp)

【駐在場所】四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所  
【担当範囲】四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中南勢駐在: おおつき とうよう 大槻 東洋 (to-ootsuki@miesc.or.jp)

【駐在場所】多気郡明和町大字竹川566松阪商工会広域連合  
【担当範囲】津市、松阪市、多気町、明和町、大台町

伊勢志摩駐在: いのうえ ひるなが 井上 啓永 (hi-inoue@miesc.or.jp)

【駐在場所】伊勢市朝熊町4383-469 伊勢市産業支援センター  
【担当範囲】伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

伊賀駐在: てらおか もとほる 寺岡 心治 (mo-teraoka@miesc.or.jp)

【駐在場所】伊賀市上野丸之内500 上野商工会議所  
【担当範囲】伊賀市、名張市

東紀州駐在: いしくら とよき 石倉 豊生 (to-ishikura@miesc.or.jp)

【駐在場所】北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島2141 みえ熊野古道商工会内 東紀州商工会広域連合  
【担当範囲】尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

総括マネージャー: はまじょうつとむ 濱條 勉

地域インストラクターの統括役として、(公財)三重県産業支援センターに配置しています

# 中小企業・小規模企業の挑戦を 強力にバックアップ!!

## 「三重県版経営向上計画」



問い合わせ先:公益財団法人 三重県産業支援センター  
経営支援課経営向上班  
〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5F  
電話 059-253-4355 FAX 059-228-3800  
メールアドレス koujou@miesc.or.jp

三重県雇用経済部  
サービス産業振興課中小企業振興班  
〒514-8570 津市広明町13番地  
電話 059-224-2534 FAX 059-224-2078  
メールアドレス shinsan@pref.mie.jp

申請書様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

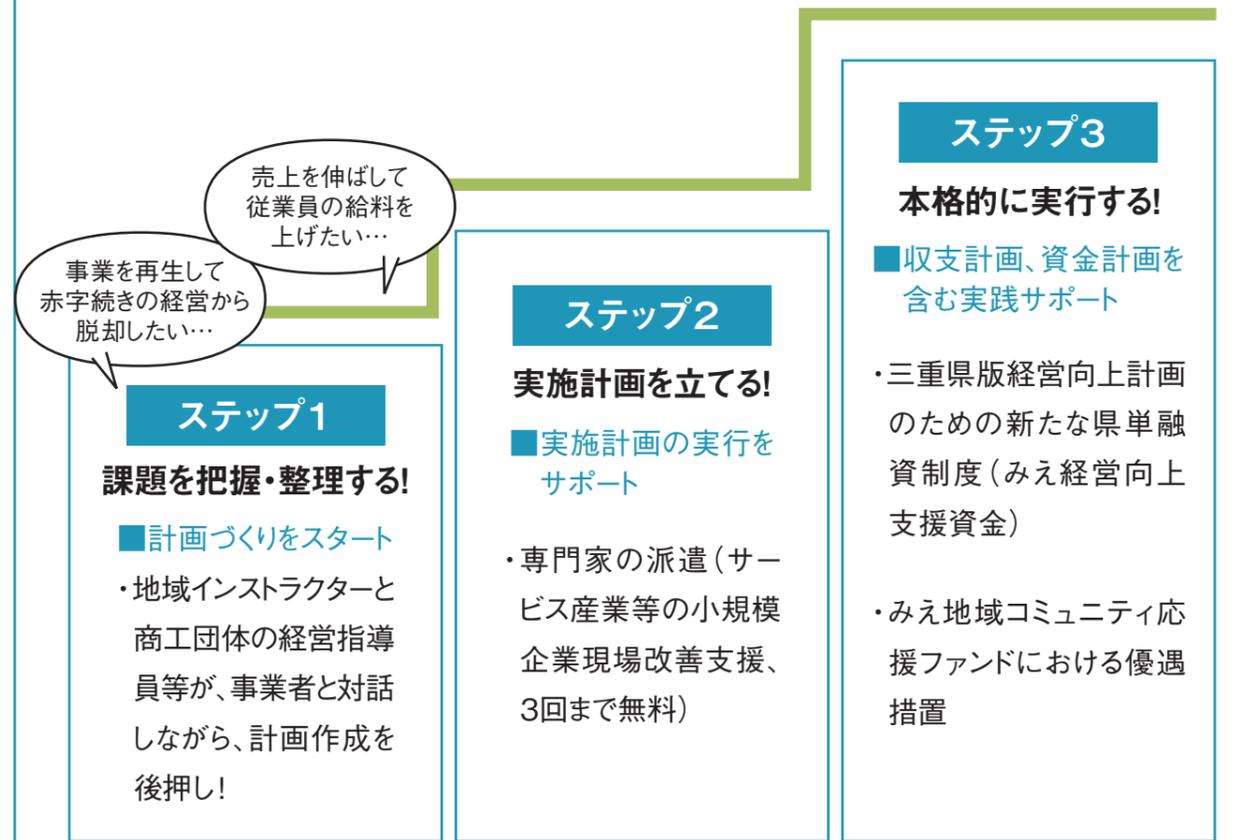
<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/keieikoujoukeikaku/keieikoujoukeikaku.htm>

三重県版経営向上計画は、平成26年4月1日施行の「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第16条にもとづき、創設した制度です。

この制度は、三重県内中小企業・小規模企業の皆様の経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業がその発展段階に応じて作成する計画を認定し、中小企業・小規模企業の成長と三重県経済の活性化を図ることを目的としています。

## 三重県版経営向上計画について

経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業に対し、三重県版経営向上計画の作成・実行を支援!



地域インストラクターと商工団体の経営指導員等が二人三脚となって、計画の作成支援とブラッシュアップ、計画のフォローアップを行います!

※支援策については、別途、実施機関による適否の審査があります。

三重県版経営向上計画では、多様な中小企業・小規模企業の発展段階に応じて、次の3段階の申請を行うことができます。

**STEP 1** 自社の経営課題を解決していこうとする計画

**STEP 2** 経営課題の解決に向け具体的に取り組もうとする計画

**STEP 3** 経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画

### ◆支援策

【ステップ1・ステップ2・ステップ3】

地域インストラクター(県内5地域に配置)及び商工団体の経営指導員等による計画の作成・実行支援

【ステップ2】

小規模企業に対する現場改善支援として専門家派遣(3回まで無料)

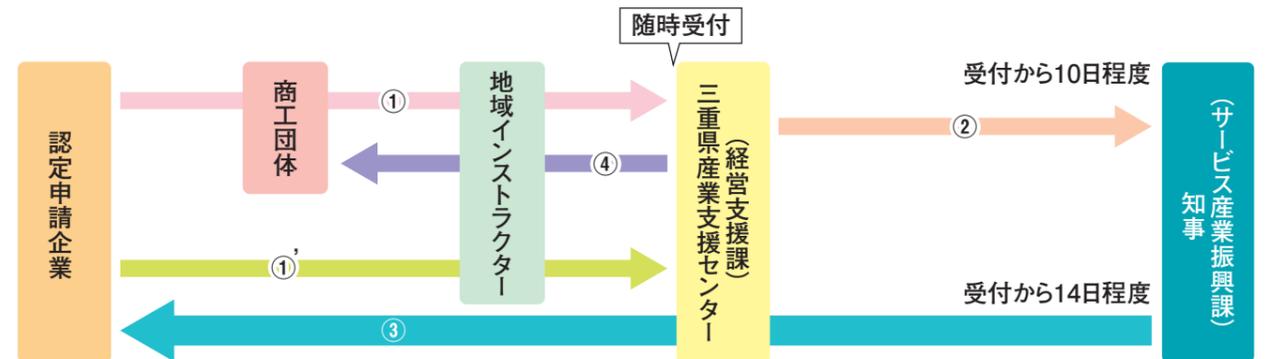
【ステップ3】

①みえ経営向上支援資金

②みえ地域コミュニティ応援ファンド(優遇措置の適用)

※専門家の派遣、支援資金の適用、ファンドによる助成については、別途実施機関による審査があります。

### ◆三重県版経営向上計画事務の流れ(ステップ1・2)



### ◆三重県版経営向上計画事務の流れ(ステップ3)

